

公 告

このたび、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 88 条の規定により県営東海地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第 6 項で準用する第 87 条の 2 第 8 項の規定により関係書類を縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第 88 条第 6 項で準用する第 87 条の 2 第 9 項の規定により、令和 7 年 8 月 27 日までにこの公告をした者に意見書を提出することができます。

令和 7 年 7 月 29 日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画の概要

2 縦覧に供する期間

令和 7 年 7 月 30 日から令和 7 年 8 月 27 日まで

3 縦覧に供する場所

糸魚川市ウェブサイト

4 意見書の提出の方法

以下により新潟県糸魚川地域振興局農林振興部に意見書を提出してください。

(1)新潟県糸魚川地域振興局農林振興部に郵送する。

郵便番号：941-0052

所 在 地：糸魚川市南押上 1 丁目 15-1

(2)新潟県糸魚川地域振興局農林振興部庶務課農用地係に持参する。

(3)新潟県糸魚川地域振興局農林振興部にファクシミリで送付する。

025-553-0860

(4)新潟県糸魚川地域振興局農林振興部の電子メールアドレスに送付する。

ngt112040@pref.niigata.lg.jp

5 その他

県は、計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域振興局等において閲覧等により公表します。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。なお、公表の際には住所氏名は公表されません。